

中小企業等省エネ化・生産性向上補助金交付要綱

(総則)

第1条 経済の持続的な発展を目指し、物価・エネルギー高騰など厳しい経営環境に直面する中小企業等が事業用設備等を省エネルギー化するための費用及び、中小企業等又は小規模事業者が市内事業所で業務効率を高めるための設備等を導入する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 事業所 地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第1項第2号及び第3号に規定する事務所又は事業所であって、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する会社、個人及び中小企業団体等であって、市内に補助事業を実施する事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項第1号から第3号に規定する会社及び個人であって、市内に補助事業を実施する事業所を有するものをいう。
- (4) 省エネルギー化に寄与する設備等 事業所に附属する設備、機械装置、備品等であって、中小企業等の省エネルギー化に寄与するものをいう。ただし、これらは電動機又は内燃機関を持つ原動機等を備え、電力又は燃料等を主たる動力源として当該設備等単体で自律的に稼働するものをいい、他の設備等の付属品ではなく、当該設備等単体でその用をなすものに限る。
- (5) 生産性の向上に寄与する設備等 事業所の用に供する機械装置等であって、従来から課題のあった既存の業務工程を改善し、生産性の向上に寄与するものであり、かつ、営業利益の増大に資する「売上の増大」、「原価の低減」又は「販売費及び一般管理費の低減」のいずれかに効果があるものをいう。ただし、これらは電動機又は内燃機関を持つ原動機等を備え、電力又は燃料等を主たる動力源として当該設備等単体で自律的に稼働するものをいい、他の設備等の付属品ではなく、当該設備等単体でその用をなすものに限る。

- (6) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するものをいう。
- (7) 請負事業者等 補助対象者に対し物品販売又は設置工事を行う会社又は個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業等又は小規模事業者等であること。
- (2) 横須賀市内で事業所を使用して事業運営をしていること。
- (3) 個人にあっては、交付申請の時点で市内に住所を有すること。
- (4) 横須賀市税の滞納がないこと。
- (5) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業事業者でないこと及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行うために設けられる施設のうち、その構造、設備、宣伝広告又は利用形態が、専ら異性を同伴する客の休憩又は宿泊の用に供するものと客観的に認められる施設を設け、当該施設を休憩又は宿泊の目的で利用させる営業を行う事業者でないこと。
- (8) 飲食店等のうち、その営業の実態が、従業員の容姿若しくは若年性を強調し、又は当該従業員が特定の客の性的好奇心をそそる方法により客に遊興をさせる形態で営業を行っているものでないこと。
- (9) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(省エネルギー化に寄与する設備等についての補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、設備等の更新及び更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄（リサイクル料も含む。）並びに設備等の運搬・設置に係る経費であって、かつ、設備等が次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度において1回までとする。

- (1) 補助対象者が横須賀市内の事業所で事業専用使用するものであること。

- (2) エネルギー使用量の削減が図れるものであること。
- (3) 既存の設備等の更新であること。
- (4) 予算の範囲内において実施する会計年度の4月1日以前から市内に事業所を有する請負事業者等から導入するものであること。ただし、設備等の導入にあたり、高度かつ特殊な技術、技能若しくは知識を要するため市内業者では対応が困難である旨を市に申告する場合については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの
- (2) インターネット等を利用した通信販売（電子商取引）により購入したもの又は、販売業者の実体（事業所の所在地及び連絡先等）が横須賀市内で確認できないもの
- (3) 消耗品の購入に係る経費
- (4) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末
- (5) 車両
- (6) 横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱で対象となる高効率照明設備
- (7) 各種保証・保険料
- (8) 中古品又はリース取引若しくは割賦契約により取得したもの
- (9) 販売や貸付（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む。）を目的とするもの
- (10) 国等による他の補助金交付を受給しているもの。ただし神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱における「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」についてはこの限りではない。
- (11) その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるもの

3 要綱第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、同一の設備等について要綱第4条の2に規定する補助対象経費において補助金の交付を受けた者又は受けようとする者は補助対象者としなない。

（生産性の向上に寄与する設備等についての補助対象経費）

第4条の2 補助金の交付の対象となる経費は、設備等の導入及び運搬・設置並びに設備等の更新及び更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄（リサイクル料も含む。）に係る経費であって、かつ、設備等が次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度において1回までとする。

- (1) 補助対象者が横須賀市内の事業所で事業専用を使用するものであること。
 - (2) 売上の増大、原価の低減又は販管費の低減のいずれかに寄与するものであること。
 - (3) 予算の範囲内において実施する会計年度の4月1日以前から市内に事業所を有する請負事業者等から導入するものであること。ただし、設備等の導入にあたり、高度かつ特殊な技術、技能若しくは知識を要するため市内業者では対応が困難である旨を市に申告する場合については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象経費としない。
- (1) 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの
 - (2) インターネット等を利用した通信販売（電子商取引）により購入したもの又は、販売業者の実体（事業所の所在地及び連絡先等）が横須賀市内で確認できないもの
 - (3) 既存の業務工程に変更を加えることのない、販売促進、広告宣伝、集客力の向上又は施設の外観・内装の装飾のみを主目的とした設備導入
 - (4) 既存の業務工程に変更を加えることなく、単に既存設備の老朽化等に伴い、設備を更新するもの
 - (5) 従業員の労働時間の削減又は単位時間あたりの処理能力の向上に直接寄与することが客観的に証明できない設備（労働環境の維持又は向上のみを主目的としたものを含む。）
 - (6) 消耗品の購入に係る経費
 - (7) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末
 - (8) 車両（ただし事業の用途のみに資する構造のものは対象とする。）
 - (9) 横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱で対象となる高効率照明設備
 - (10) 各種保証・保険料
 - (11) 中古品又はリース取引若しくは割賦契約により取得したもの
 - (12) 販売や貸付（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む。）を目的とするもの
 - (13) コンピュータ、ネットワーク等による情報処理、情報通信等に関する技術を用いた業務システムやサービスに関する機器若しくは事業の遂行に必要なITサービスやシステムの開発・導入に要する経費
 - (14) 国等による他の補助金交付を受給しているもの
 - (15) その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるもの

3 要綱第4条の2第1項及び前項の規定にかかわらず、同一の設備等についてこの要綱第4条に規定する補助対象経費において補助金の交付を受けた者又は受けようとする者は補助対象者としなない。

(省エネルギー化に寄与するものにおける補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(生産性の向上に寄与するものにおける補助金額)

第5条の2 補助金の額は、中小企業等においては予算の範囲内において、第4条の2に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。ただし、小規模事業者等においては予算の範囲内において、第4条の2に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に3分の2を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(省エネルギー化に寄与するものにおける補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請をしなければならない。

2 補助金等交付申請に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 更新前の設備等の写真

(2) 法人にあっては発行から3か月以内の登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(3) 法人にあっては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載したもの

(4) 第4条第1項第4号に規定する市内業者では対応が困難である旨を証する書類。ただし、市内に事業所を有する請負事業者等から導入する場合はこの限りではない。

(5) その他市長が必要と認める書類

(生産性の向上に寄与するものにおける補助金交付申請)

第6条の2 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請をしなければならない。

2 補助金等交付申請に添付する書類については、規則第4条第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 更新前の設備等の写真（既存設備等からの更新となる場合に限る。）

(2) 法人にあっては発行から3か月以内の登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(3) 法人にあっては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載したもの

(4) 第4条の2第1項第4号に規定する市内業者では対応が困難である旨を証する書類。ただし、市内に事業所を有する請負事業者等から導入する場合はこの限りではない。

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の支払金額、支払日及び支払者の確認が取れる領収書等。

ただし、クレジットカード決済等の信用取引による場合は、第7条第4号に規定する書類をもって支払を証するものとする。

(2) 支払金額の内訳書。ただし、前号に定める領収書等に支払額の内訳の記載がない場合に限る。

(3) 新たに設置した設備等の写真

(4) 支払の事実を証する書類（銀行振込の場合は振込振替受取書等の写し、クレジットカード決済等の信用取引による場合は決済口座からの引き落としが確認できる通帳の写し等）

(5) 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるものの

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は5年とする。

2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する実績報告書の提出日とする。

(その他)

第 9 条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。